

# 郡山市市民活動サポートセンター登録要綱

郡山市市民活動サポートセンター

## 概要版

### [趣旨]

この要綱は、郡山市市民活動サポートセンター業務（以下「センター業務」という。）を実施することにより市民等と行政の協働によるまちづくりを推進し、併せてこおりやま広域連携中枢都市圏等で連携して取組むために必要な事項を定めるものとする。

### [定義]

この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に居住している者、勤務する者及び在学する者をいう。
- (2) 市民活動団体 町内会、自治会その他の市内の一定の区域に住所を有する者等の地縁に基づいて組織された団体及び特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第2項に規定する特定非営利活動法人（以下「NPO法人」という。）、ボランティア団体その他の団体で市民公益活動を継続的に行うものをいう。
- (3) 事業者 営利、非営利を問わず、事業活動を行っている個人及び法人その他の団体をいう。ただし、市民活動団体を除く。
- (4) 市民等 市民、市民活動団体、事業者並びにこおりやま広域連携中枢都市圏内に居住している者、勤務する者及び在学する者をいう。
- (5) 市民公益活動 市民等が自主的かつ自発的に行う不特定多数の者の利益の増進に寄与することを目的とする活動をいう。ただし、次に掲げるものを除く。
  - ア 営利を目的とする活動
  - イ 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする活動
  - ウ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする活動
  - エ 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。以下この号において同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする活動
- (6) 協働 市民等及び行政が、対等の立場で、それぞれの役割を担い、責任を認識しながら、公共的な課題の解決のためともに取り組むことをいう。

### [目的]

センター業務の目的は、市民及び市民活動団体等が行う市民公益活動を支援するセンター業務を実施することにより市民等と行政の協働によるまちづくりを推進することとする。

### [業務時間]

郡山市市民活動サポートセンター（以下「センター」という。）の業務時間は午前8時30分から午後5時15分までとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認めるときは、業務時間を変更することができる。

### [休業日]

センターの休業日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
- (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日

- 2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認めるときは、休業日を変更し、又は臨時に休業日を設けることができる。

### [事業の内容]

事業の内容は、次のとおりとする。

- (1) 市民公益活動に関する相談及び助言に関すること。
- (2) 市民公益活動及び団体に関する情報の収集及び提供に関すること。
  - ア 郡山市市民活動サポートメール発信事業
  - イ その他の事業
- (3) 市民活動団体相互の交流及び市民等との連携の推進に関すること。
  - ア 郡山市協働のまちづくり縁結び事業
  - イ その他の事業
- (4) 市民公益活動に要する備品等の提供に関すること。
- (5) その他市民公益活動の支援に関すること。

### [事業の対象者]

事業の対象者は、市内等で市民公益活動を行っている者又は行おうとする者とする。

### [利用の制限]

センターを利用するものが、次の各号のいずれかに該当する場合は、センターの利用を制限する。

- (1) センターにおける秩序を乱し、又は公益を害する恐れがあると認められるとき。
- (2) センターの備品等を損傷し、又は滅失させる恐れがあると認められるとき。
- (3) 第15条の遵守事項に反する恐れがあると認められるとき。
- (4) 前号に掲げるものの外、センターの管理上支障があると認められるとき。

### [使用者]

備品等を使用できる者は、センターが掌理する事務に該当する活動を行なっている者とする。なお、事前に登録した者に限る。

## [登録及び許可]

登録できるものは次のとおりとする。

- (1) 市内等でボランティア活動をしている個人及び団体
- (2) 市内等で NPO 法人として活動している団体
- (3) これから市内等でボランティア団体や NPO 法人を立ち上げたいと考えている個人及び団体
- (4) その他市内等で市民公益活動の推進に寄与する活動を行なっている個人及び団体
- (5) 特定の政党及び候補に対する政治活動を目的として活動している個人又は団体でないこと。
- (6) 特定の者を対象とした活動を行なう個人及び団体でないこと。
- (7) 秩序を乱し又は公益を害する恐れがある個人及び団体でないこと。
- (8) 営利を目的とした活動を行なう個人及び団体でないこと。
- (9) その他、センターが登録を不適と認める個人及び団体でないこと。

2 登録時における必要な書類は次に掲げるものとする。

- (1) 市民活動サポートセンター登録申請書（様式 1）
- (2) 添付書類

ア ボランティア団体や NPO 法人においては、各々の会則又は定款等

イ 前記アの書類等がない場合は、活動内容等が分かるもの

ウ その他チラシ等

- 3 前項で提出した「市民活動サポートセンター登録申請書」の事項に変更があった場合は、「登録事項変更届」（様式 2）を提出しなければならない。
- 4 利用登録の取り消しを希望するものは「市民活動サポートセンター登録取消届」（様式 3）に必要事項を記入して提出しなければならない。
- 5 第 1 項の各号に反する行為及び第 2 項の各号に不正を確認したときには、登録を取り消す事ができる。

## [遵守]

使用者には次の事項を遵守させること。

- (1) 無断で設備を使用しないこと。
- (2) 喫煙、又は火気等を使用しないこと。
- (3) 無断で掲示物を貼らないこと。
- (4) 騒音を発する等他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (5) 物品の販売、寄付募集行為その他これに類する行為をしないこと。
- (6) 備品等を独占して使用しないこと。
- (7) その他センターの管理上不適当と認められる行為をしないこと。
- (8) センターの備品等を損傷し又は、滅失したときは、直ちに報告すること。
- (9) 使用後の整理整頓及び清掃を行なうこと。
- (10) ゴミは持ち帰ること。
- (11) 備品等使用報告書を提出すること。

[損害賠償]

使用者は、自己の責めに帰す理由により、センターの備品等を損傷又は滅失させたときは、その損害を賠償しなければならない。

別表（第14条関係）

実費相当額基準

利用機器等	利用内容等	枚数	実費相当額
コピー機	A 4（モノクロ）	1枚	10円
	A 3（モノクロ）	1枚	10円
	A 4（カラー）	1枚	30円
	A 3（カラー）	1枚	40円
印刷機	原稿版代	1原稿	40円
	インク代	100枚	10円
印刷用紙	A 4（白）	10枚	10円
	A 4（色紙）		20円
	B 4（白）		20円
	B 4（色紙）		30円
	A 3（白）		20円
	A 3（色紙）		30円

備考

- 1 コピー代の印刷枚数は、両面印刷の場合は2倍とする。
- 2 インク代の印刷枚数は、両面印刷の場合は2倍とし、端数は切り上げるものとする。
- 3 印刷用紙は10枚単位で提供するものとする。